

筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業
公募要項等の修正（2021.6.11公表）に関する質問回答書

令和3年7月1日

国立大学法人 筑波大学

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
52	公募要項（修正版）	3	2	(7)			建築基準法上、1の敷地にある建築物として取り扱われるものとして計画することとありますが、宿泊施設とその他について借地計画を分ける事は可能でしょうか。宿泊施設とその他の施設では、投資回収期間が異なる為です。	当該提案内容が、公募要項等や関係法令などの規定を順守し、建築基準法第48条第4項ただし書の許可取得に係る蓋然性が高い場合には提案可能です。